

第10章 食糧庁

第1節 食糧制度の運営

米の生産、流通、消費をめぐる諸情勢の変化や、マラケシュ協定の実施に伴う新たな国際的規律に対応するため、平成6年8月に農政審議会が取りまとめた「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」の趣旨を踏まえ、平成6年12月に「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」が制定され、7年11月に施行された。

新たな制度では、米の需給及び価格の安定を図ることを基本としつつ、生産者の自主性を活かした稲作の体質強化、市場原理の導入や規制緩和を通じた流通の合理化等を図ることとされている。

また、生産調整及び自主流通米価格形成センターが法律上位置づけられた。

1 米穀の需給と生産調整

生産者・生産者団体の一層の主体的取組みを基礎に、地域の自主性の尊重を旨として、「新しい食料・農業・農村政策の方向」に即し水稲作と転作を組み合わせた望ましい経営の育成を図りつつ、生産性の高い水田営農を推進することに重点を置いて、水田営農活性化対策（平成5年度から平成7年度までの3年間）を実施した。

本対策においては、当初、転作等目標面積は67万6千haと設定されていたが、5年産米の未曾有の不作により逼迫した米需給状況を踏まえ、必要な在庫造成を早期に行うため、6年度には、60万haに緩和された。

しかしながら、6年産米が大豊作となったことから、8年10月末で造成することを計画していた在庫水準を7年10月末に相当程度超えることが見込まれたことに加え、緩和した需給事情により自主流通米の価格の下落等販売環境が悪化し、7年度もそのままの規模で転作等を実施した場合、この影響が長期間に及ぶことが懸念されることとなった。

このため、7年度においては、6年度の転作等目標面積の60万haに加え、自主流通米の円滑かつ適正な流通の確保を図るための緊急の対策として8万haの追加的転作等に取り組んだ。

また、追加的転作等を緊急に実施することに対応するとともに、米需給変動への弾力的な対応、水稻生産力の維持・保全、国土の保全、連作障害の回避等にも資する観点から、水を張ることにより水田を管理する「調整水田」が新たな転作等の手法として導入され、全国で約35千haが実施された。

2 自主流通米の価格形成

7年産の自主流通米の入札取引は、早期米と通年玉に分けて実施された。

① 早期米は大阪取引場で約1万tの入札取引が実施された。

② 通年玉は、年8回（東京6回、大阪6回のべ12回）約83万tの入札取引が実施された。

その結果、産地品種銘柄ごとの需給動向や品質評価を反映した価格形成が図られた。

3 生産者米価

平成7年産米の生産者米価については、全国の各農業地域における平均的な水準以上の高い生産性を実現している稲作農家をその地域において稲作を実質的に担っている者であると位置付け、このような者の生産費を基礎として生産費及び所得補償方式により算定を行った。

新食糧法の下では、自主流通米が制度的にも実態的にも米流通の主体となったことから、その価格は、自主流通米の価格動向その他の米の需要及び供給の動向を反映させるほか、生産条件及び物価その他の経済事情を参酌し、米の再生産を確保することを旨として定めることとされている。

このような基本的な考え方を踏まえ、新たな算定方式については、需給事情・市場評価を反映させつつ、安定的な価格運営を図るとの観点から、

(1) 自主流通米価格形成センターにおいて形成される自主流通米の入札価格の動向の比較により、自主流通米価格の変動率を求めるとともに、

(2) 生産費調査に基づく米販売農家の生産費の動向の比較等により生産コスト等の変動率を求め、

これらの変動率を均等のウェイトにより基準価格（前

年産の政府買入米価) に乗じる算定方式とした。

8年産米の政府買入価格については、この算定方式により算定を行った。

第2節 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

1 需 給

(1) 国 内 米

ア 平成5年から7年までの3か年にわたって実施した水田営農活性化対策においては、転作等目標面積を67万6千haとし、各年30万tの在庫増しを行うこととして計画した。

こうした中で、平成5年産米が未曾有の不作となったことに伴い、平成6年度及び平成7年度における転作等目標面積を7万6千ha緩和したところであるが、平成6年産米については、一転して大豊作となったことから転作等目標面積60万haに加え、8万haの追加的転作等を行うこととした。

○7年度の水田営農活性化対策

水田潜在作付面積(A) 2,690千ha

水稲作付面積 (B) 2,010千ha

米需要量 (平成8米穀年度)	986万t
米生産量	1,010万t
事前売渡限度数量	698万t
調整面積(A)-(B)	680千ha

(注) 調整面積は、転作等目標面積(600千ha)と「自主流通米供給安定化特別対策」における追加的転作等(80千ha)の合計である。

イ 平成7・8米穀年度の需給計画は、平成7年3月に策定した「米穀の管理に関する基本計画」において次のとおり定めた。

○平成7・8米穀年度の需給見通し

平成5年10月末持越量	2万t
平成6年産米生産量	1,161万t
他用途利用米交換	10万t
新米売却減	▲20万t
供給量計	1,153万t
需要量	970~980万t
平成7年10月末持越在庫量	170~180万t
平成7年産米生産量	1,010万t
供給量計	1,180~1,190万t
需要量	980~990万t
平成8年10月末持越在庫量	195~205万t

(注) 上記のほか、需要実勢に応じ、ミニマム・

アクセスの導入に伴う輸入米の供給・需要がある。

(備考) 上記のほか、加工原材料用等の需要に向けられるものとして、他用途利用米等の生産が平成6年産米で37万t(このうち、10万tは、緊急輸入米との交換を予定)、平成7年産米で25万t程度ある。

ウ 平成7年産米は、東北及び北陸では低温・日照不足等により作柄がやや不良であったものの、その他の地域では梅雨明け以降天候に恵まれたことに加え、台風や病害虫による被害も少なく作柄が良好であったため、作況指数は102の「やや良」となり、主食用等の生産量は、計画生産量1,010万tに比べ42万t増の1,052万tとなった。このため、平成8米穀年度の需給は、平成7米穀年度に引き続き緩和基調で推移することとなった。

エ 平成7会計年度の期首持越量は、171万4千tであり、政府買入数量は、平成6年産米2千t及び平成7年産米165万7千tとなり、政府米の供給量は、337万3千tとなった。一方、需要量は、主食用需要量が、政府米73万5千t、自主流通米415万tとなり、工業用需要量は、政府米1千t、自主流通米45万2千t(うち酒造用34万3千t)となった。また、この他に他用途利用米交換に伴う受入れ2万5千tがあった。

以上により、平成7会計年度末政府米(国内産)持越在庫量は、266万2千tとなった。

(2) 輸 入 米

ア 平成7会計年度の緊急輸入米の需給については、期首持越量は90万2千tであり、主食用需要量が、7万2千t、工業用需要量1万7千t(うち酒造用1万t(沖縄泡盛用需要量7千tを含む。))となった。また、この他に飼料用需要として21万6千t、援助用需要として56万1千t、他用途利用米交換に伴う払出し2万5千t、量目変更及び食用不適認定に伴う減5千tがあった。

以上により、平成7会計年度末緊急輸入米持越在庫量は、6千tとなった。なお、この6千tは援助用であり、輸出が翌年度にずれ込んだものである。

イ 平成7会計年度のミニマム・アクセス輸入米の需給については、政府買入数量は、一般輸入分39万8千t及びSBS輸入分1万1千tであり、需要量は、主食用需要量が1万2千t、工業用需要量が1万7千t(うち沖縄泡盛用需要4千tを含む。)となった。

以上により、平成7会計年度末ミニマム・アクセス輸入米持越在庫量は、38万t(備蓄分10万tを含む。)となった。

2 7年産米の集荷

表1 平成7年産米の事前売渡申込限度数量に対する申込実績

(単位：玄米t, %)

都道府県	事前売渡申込 限度数量(A)	事前売渡申込 数量(B)	比率 (B)/(A)
全 国	6,993,563	6,710,971	96.0
北 海 道	683,601	683,505	100.0
青 森	285,704	284,414	99.5
岩 手	279,723	279,143	99.8
宮 城	369,766	369,688	100.0
秋 田	526,676	510,127	96.9
山 形	406,581	398,804	98.1
福 島	298,049	291,874	97.9
茨 城	214,022	189,702	88.6
栃 木	272,587	269,505	98.9
群 馬	56,440	52,676	93.3
埼 玉	94,215	75,218	79.8
千 葉	193,271	177,802	92.0
東 京	181	123	68.1
神 奈 川	5,487	5,478	99.8
新 潟	548,953	522,403	95.2
富 山	207,213	207,174	100.0
石 川	125,430	125,224	99.8
福 井	139,330	133,399	95.7
山 梨	9,722	9,186	94.5
長 野	149,078	147,856	99.2
岐 阜	80,929	73,204	90.5
静 岡	33,410	30,997	92.8
愛 知	89,400	80,903	90.5
三 重	106,310	91,488	86.1
滋 賀	162,412	152,643	94.0
京 都	46,292	44,278	95.6
大 阪	5,089	4,484	88.1
兵 庫	127,101	113,122	89.0
和 歌 山	21,861	20,663	94.5
鳥 取	10,340	7,016	67.9
島 根	58,611	57,379	97.9
島 根	83,541	81,302	97.3
岡 山	125,848	114,398	90.9
広 島	105,164	97,573	92.8
山 口	107,912	99,857	92.5
徳 島	41,105	36,359	88.5
香 川	64,830	62,639	96.6
愛 媛	56,035	49,280	87.9
高 知	32,980	32,621	98.9
福 岡	188,555	173,439	92.0
佐 賀	148,850	147,475	99.1
長 崎	44,300	36,758	83.0
熊 本	163,674	157,161	96.0
大 分	96,141	94,094	97.9
宮 崎	67,290	62,073	92.2
鹿 児 島	56,800	53,714	94.6
沖 縄	2,750	2,750	100.0

7年産米の集荷については、水田営農活性化対策の実行を確保するとともに、米穀管理の適正を期すため、政府は必要な数量の米穀について管理を行うという考え方に立って、前年度と同様に生産者ごとに事前売渡申込限度数量を配分し、その数量の範囲内での売渡申込みを受けた。

なお、7年産の都道府県別事前売渡申込限度数量(うるち米683万t、もち米16万t、合計699万t)の都道府県別の配分は、政府に売り渡すべき米穀に関する政令(昭和30年政令第134号)に基づき、42～44年産米の平均政府買入数量から水田営農活性化対策の転作等目標面積に基づいて算定した数量を差し引いて得た数量を基礎とし、米生産力等の最近の実態を適正に反映される等、所要の調整を行った。

(1) 事前売渡申込までの経過

- ア 7年1月31日 都道府県別事前売渡申込限度数量の内示(農林水産事務次官一都道府県知事)
- イ 7年5月24日 都道府県別事前売渡申込限度数量の正式通知(農林水産大臣一都道府県知事)
- ア 7年7月14日 7年産米の売買条件及び事前売渡申込みの期限(平成7年農林水産省告示第958号)の施行

(2) 事前売渡申込み

7年産米における事前売渡申込の受付は、7月14日から、8月14日までの間実施され、その結果、全国総計6,711万tの事前売渡申込みがあった。この生産者別の事前売渡申込みの数量に基づき指示される政府買入基準数量((3)のアにより市町村長から指示された数量を含む。)から災害その他やむを得ない理由により生産者が政府に売渡することができなくなった米穀の数量を控除した数量が、生産者が政府に売り渡されなければならない数量となる。

なお、事前売渡申込限度数量に対する申込実績は、表1のとおりである。

(3) 経過措置

平成7年11月1日の食糧法施行に伴う経過措置として、旧法下で売渡しの申込みがあった米穀については、従前の例により買入れれるものとされ、この買入れれるものとされた米穀の数量は、計画出荷基準数量とされた。

- ア 計画出荷基準数量に関する経過措置

① この経過措置が適用される米穀は、売渡しの申込

みに係る数量に限られるものではなく、旧売渡政令の規定に基づき行われる政府買入基準数量の指示、政府買入調整基準数量の指示、これらの指示数量の変更の手続を経た上で確定される政府に売り渡すべき米穀に相当するものである。

② 市町村長は、計画出荷基準数量及び政府買入基準数量を2月末に確定した。

この場合において、経過措置の対象となる米穀については、その買入れが従前のおり行われることとされていることから、旧売渡令の政府の買入れに係る米穀の数量が平成8年4月5日まで確定しないこととなるが、新制度における政府買入基準数量については、計画出荷基準数量と同数量を2月末までに通知することとした。

また、3月末までに、生産者からの申出に基づき、計画出荷基準数量の変更承認を行った。

イ 自主流通米及び政府米に関する経過措置

① 法の施行の日前に売り渡された自主流通米及び超過米は新制度における自主流通米とみなすこととされた。

② 政府が買入れる米穀及び法の施行の日前に政府が取得した米穀は、新制度における政府米とみなすとともに、この政府が買入れる米穀の数量は、農林水産大臣が生産調整実施者ごとに定める数量（政府買入基準数量）とみなすこととされた。

③ 新制度下において①により自主流通米とみなされることとなる超過米については、計画出荷米とみなされることとなることから、市町村長においては、当該超過米の数量に係る政府買入調整基準数量の指示を行うこととした。

ウ 政府買入れに関する経過措置

新制度における政府買入は、生産調整実施者又は生産調整実施者から直接若しくは間接に委託を受けた者の売渡しの申込みに応じて、その生産した米穀を買入れるものとされているが、7年産の米穀については平成7年度の実産調整が法の施行の日前に行われたものであることから、生産者に不測の不利益を与えないよう、生産調整実施者以外の生産者からも従前の例により政府買入れを行った。

エ 政府米の売渡し等の期日に関する経過措置

平成7年産の米穀の政府への売渡し等の期日については、生産者に不測の不利益を与えないよう、従前のおりの期日とされた。

(4) 最終集荷数量

平成7年産米の最終集荷数量は、政府買入米166万t、自主流通米431万tであり、このほかに、全国で1万tの

予約限度超過米を集荷した。

(5) 集荷対策

7年産米の集荷に当たっては、限度数量の全量集荷、端境期における早期米の集荷促進、政府米の在庫造成を目標に主として次の措置を講じた。

- ① 適正集荷促進体制の整備・強化
- ② 事前売渡申込の確保
- ③ 早期集荷の確保と集荷進行管理の徹底

3 売 却

(1) 政府米の売却

7米穀年度における政府米の売却は、ほぼ全量が6年産新米であり、自主流通米に比べ相対的に価格の安い政府米の買受希望は強いものとなった。

また、6年産米の豊作による需給緩和等により、自主流通米の売却残の発生が懸念されたことから「平成6年産自主流通米の供給・在庫対策」が平成7年12月に省議決定されたことを受け、3～6月期における政府米の売却については、政府米と自主流通米の置替販売（10万t）を実施する等、自主流通米の安定供給にも配慮しながら計画的かつ安定的な売却を行った。

(2) 売却数量

7米穀年度における主食用の売却実績は、103万t（うち11万tが外国産米）となった。

4 米穀の自主流通制度

(1) 概 要

自主流通制度は、食糧管理法の枠内で政府を通じない米穀の流通の途を開き、市場原理を導入することにより消費者のニーズに応ずる米穀の流通を図るという意図の下に、昭和44年産米から発足した。

食糧管理法下における自主流通制度は、①消費者にとっては食味の良い米を選択して購入でき、②生産者にとっては政府に売るよりも高い手取り価格が実現できるというメリットをもって、各種の助成措置の下、関係者の意欲的な取組みもあって年々増加した。

平成7年11月から施行された主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律においては、自主流通米が米流通の主体として制度上位置付けられ、政府米は備蓄の運営とミニマム・アクセスの運用のための機能に限定された。

また、自主流通米の価格の形成に当たっては、需給実勢や品質評価を的確に反映するとともに、より一層透明性の確保された価格が形成されるよう、自主流通米の価格形成施設（その運営主体として自主流通米価格形成センターを指定）が制度上位置づけられた。

自主流通助成については、2年産米より通年販売促進費は通年計画販売促進費に、良質米奨励金は自主流通対策費に組み替えを行った。

また、5年産米からは最近の自主流通米の動向等にかんがみ、自主流通対策費の単価の縮減を行った。

なお、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の下での計画流通制度を円滑に推進するため、平成8年度予算において

- (1) 相当量の自主流通米を確保する観点からの「自主流通米計画流通対策」
- (2) 年間を通じた計画的販売と安定した価格での供給確保を図る観点からの「自主流通米計画販売対策」
- (3) 民間が行う備蓄・調整保管等の確実な実施を図る観点からの「自主流通備蓄・調整保管関連対策」の3事業から成る計画流通推進総合対策を創設した。

(2) 自主流通米の流通実績

ア 6年産米については、前年産の不作を受け自主流通米においても一定の在庫造成に取り組むこととしたこと等から計画数量を503万tとしたところであるが、流通実績については、496万t(主食用うるち米425万t(うち超過米5万t)、酒米37万t、もち米35万t(うち超過米9万t))となった。

なお、6年産米は大豊作(水稻の作況指数が109)となり、前年産から一転して緩和基調となったことから、7米穀年度の需要を上回ると見込まれるもの(40万t以上)について「6年産自主流通米の供給・在庫対策」として、

- | | |
|------------------|----------------------|
| ① 政府米との置換販売 | 10万t程度 |
| ② 自主流通米予定米穀の政府買入 | 10万t程度 |
| ③ 指定法人による在庫保有の拡大 | 20万t程度の措置を講じたところである。 |

イ 7年産米については、計画数量518万tに対し、出荷量が約443万t(主食用うるち米393万t、酒米36万t、もち米14万t)と見込まれている。

なお、7年産米については、新制度の下、自主流通米の備蓄・調整保管(主食用うるち米30~40万t)を計画したところである。

ウ 自主流通米の価格形成については、透明性・公平性が確保され、産地品種銘柄ごとの需給動向や品質評価が的確に反映された価格を形成することから、早期米と通年玉に分けて入札取引が実施されたところである。

早期米については、通年玉と異なる流通上の特性に十分配慮し、基本的には前年産米と同様の仕組みの下

で7年7月20日大阪取引場において実施された。

一方、通年玉の入札取引の仕組みについては、7年産米の流通が食糧法が施行される11月以降に大宗を占めることになることから、入札実施回数(年5回から年8回)、基準価格の設定の弾力化(3%の微調整ルールを導入)、地域区分別上場(新潟県産コシヒカリについて、魚沼、岩船、佐渡、一般地域ごとに上場)の実施等、より需給実勢が反映された価格が形成されるよう所要の改善が図られた。

また、実施時期についても、作柄及び集荷の動向が確定していない年内は毎月、作柄及び集荷が確定する年明け以降は2か月ごとに入札が実施された。

7年産米の入札結果の特徴としては、早期米は、従来から走りの商品であるため人気が高く、第1期(受渡時期:~8/10まで)、第2期(受渡時期:8/11~8/31)とも基準価格を上回り、値幅制限の上限で取引された銘柄があった。

通年玉については、平成7年産米の作柄が作況102の「やや良」となったことから、米の需給状況が引き続き緩和基調で推移したことを反映して、平成7年産から地域区分別上場された一部銘柄については上限価格で取引されたものの、その他の銘柄については指標価格が下限価格に近い水準で推移した。

こうした状況下で本年から導入された基準価格の調整ルールにより、引き上げ4銘柄、引き下げ21銘柄の基準価格が調整された。

しかしながら、備蓄・調整保管の実施への取組等により、平成8年2月に行われた第6回の入札取引では下げ止まり傾向がみられ、7年産最後の取引が行われた6月の第8回の入札取引では全銘柄の総加重平均価格が2月、4月の入札取引より上回る結果となった。

以上のように7年度産の入札取引は、入札取引の実施回数の増加、基準価格の調整等により、産地品種銘柄ごとの需給動向や品質評価が的確に反映された自主流通米の価格が形成された。

(3) 自主流通助成措置

自主流通米は、生産者に対して政府買入価格を上回る手取り水準を実現すると同時に、集荷経費及び流通経費を賄わなければならないため、そのコスト価格は政府が管理経費を負担している政府米の売却価格よりも高くならざるを得ない。このため、自主流通米の円滑な流通を確保する観点から、政府が各種の助成を行っているが、その助成については、制度の健全な発展を図ることを基本としつつ、自主流通米の生産・流通の実態や財政負担の状況等を踏まえて逐次必要な見直しを行っている。

7年産米に対する助成の概要は、次のとおりである。

ア 自主流通対策費

自主流通米の適正かつ計画的な集荷・流通を確保するとともに、良品の米の生産・出荷を促進し、これを通じて米の消費拡大に資するため、自主流通米に対して交付した。

7年産米については、基本的単価として60kg当たり640円（予約限度数量達成率が80%未満の者540円）特定銘柄生産加算として特定銘柄米（旧Aランク米）に対して60kg当たり250円、さらに等級加算として水稲うるち玄米の1等及び醸造用玄米の特上～1等に対して60kg当たり250円を交付した。

イ 通年計画販売促進費

(ア) 計画販売促進費

自主流通米の適正な流通・保有の確保及び計画的販売に資するとともに、消費者が年間を通じて安定した価格での自主流通米を得るようにするため、その販売までの間に生産者団体が負担した金利・保管料相当額を助成するものであり、7年産米については、最近の金利の動向を踏まえ、1か月60kg当たり主食用うるち米及び酒米に対して64円（前年産80円）、水稲もち米に対して64円（前年産85円）、陸稲もち米に対して51円（前年産71円）を交付した。

(イ) ばら共同保管

ばら流通の拡大を図り、米の需給事情の多様な変化に機動的に対応した自主流通米の円滑な流通を確保するため、卸売業者団体が実施するばら共同保管に係る金利・保管料相当額の一部を助成するものであり、7年産米については、1か月60kg当たり109円を交付した。

5 他用途利用米

(1) 概 要

他用途利用米は、主食用より低い価格の米であれば加工原材料用に需要があること、また、生産者も転作の一態様としての生産にメリットがあることに着目し、加工原材料の供給、米需要の拡大に資するとともに、水田の有効活用を図り、かつ、低コスト生産を推進することを目的として、昭和59年度から、水田利用再編第3期対策（昭和59～61年度）の一環として導入した。

(2) 拡 大

その後、他用途利用米については、着実に定着・拡大が図られてきており、昭和62年度については、それまでのみそ、せんべい、米穀粉、焼酎用等の用途について数量の拡大を行ったほか、新たに酒造用及びあら

れ用等（もち米）を導入した（生産予定数量34.8万t）。さらに、昭和63年度から、米需給均衡化緊急対策の一環として、加工米飯用、酒造用等の拡大を行うほか、不作等の事態に備えた在庫造成を含め、生産予定数量を昭和63年度には46.8万tに、平成元～4年度には49.8万tに、平成5年度については53.3万tに拡大した。

(3) 縮 小

しかしながら、平成5年産米が未曾有の不作となったこと等から、供給不足分について緊急特例的に輸入した外国産米を供給することとしたため、平成6年産他用途利用米の生産予定数量は45万tに縮小した。

また、平成7年産他用途利用米は、6年産の豊作による加工用米の需給緩和等から販売残が発生したため、生産予定数量は25万tに縮小した。

(4) 制度の位置付け

他用途利用米については、食糧管理制度の枠内に明確に位置付けられ、その生産・流通の仕組みは次のとおりとなっている。

ア 自主流通ルートに準じた、生産者と需要者との自主的契約を基本とする。

イ 基本計画において、その管理の方法、需要状況及び生産・流通の見通し等について明らかにするとともに、供給計画においても所要の位置付けを行う。

ウ 食糧管理法第9条の規定により必要な流通規制を講じるほか、横流れ防止の徹底を図る観点から原則として変形加工をして流通させる等、米穀の流通秩序に混乱が生じないよう所要の措置を講じる。

エ 他用途利用米の生産・流通の円滑化のため必要な政府助成を行う。（平成7年度基準単価t当たり5万円）

(5) 制度の廃止

他用途利用米制度については、平成6年8月にとりまとめられた農政審議会報告「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」において、廃止を含め見直しを行う旨の報告がなされ、8年産以降については、従来の他用途利用米制度に代えて加工用米として自主流通米の一部として位置付け、需要に応じた安定生産を図ることとした。（8年産加工用米生産予定数量19万t）

6 米穀販売業者制度

これまでの食糧管理法においては、販売業者は卸売業者、小売業者及び特定米穀販売業者の3つの区分による許可制がとられていたが、平成6年12月14日に制定された食糧法（平成6年法律第113号）のうち、流通経路の多様化・弾力化に関する部分が平成7年11月1日より施行され、新しい販売業者制度がスタートした

ところである。また、食糧法に基づき、8年6月1日及び6月15日には最初の販売業の登録が実施されることとなっている。

(1) 米穀販売業の登録

米穀の販売業者については消費者に対し、その需要に的確に対応して米穀を安定的かつ円滑に供給するためには、適正な販売活動を確保することが極めて重要な意義を有していることにかんがみ、米穀の流通を担う者としての位置付けを法律上明確にされている。

なお、食糧法においては、計画流通制度の下で意欲と能力のある者の参入により、流通段階の活性化と消費者の選択の幅の拡大を図るため、計画流通米の販売業について、一定の要件を充足すれば誰でもが参入できる登録制を採用することとし、この販売業の登録に当たっては、計画流通米の計画的・安定的な流通を確保する上で必要な指導・監督は、地域の実情に精通した都道府県知事が行うことが適当であることから、都道府県知事が登録を行うこととされたところであり、この制度に基づく登録は平成8年6月に行われることとされている。

(2) 流通改善措置等

米穀販売業者に係る流通改善については、食糧管理制度の下で、経済・社会情勢の変化に対応して、極力、規制の緩和を図り、新規参入の促進等を通じて競争条件の導入、商活動の活性化を図ってきたところである。

一方、食糧法においては、主として次のような改善措置がとられたところである。

ア 小売業については、従来店舗を新設する場合は、新たな許可が必要とされていたが、食糧法においては、変更登録を受ければ随時に販売所を新設することができることとなった。

また、従来配達等については、許可を受けた都道府県の区域内に限定されていたが、食糧法においては、配達や通信販売について、登録を受けた都道府県の区域以外の区域でも行えることとするとともに、店頭以外に設置される自動販売機による米穀の販売及び米穀の移動販売（移動販売車）の台数制限も廃止した。

イ 卸売業者については、既に登録を受けている卸売業者が他の都道府県で登録を受ける場合には、流通の活性化を図るため、より高品質の袋詰精米を製造できると精施設を有する等の基準に適合する場合には、数量要件を400精米に緩和し、卸売業者の全国的な経営展開が可能となるようにした。

7 米の消費拡大

(1) 米の消費拡大対策の推進

米の消費拡大については、我が国の風土・資源に適した食糧である米を中心とした日本型食生活を広く維持、定着させていくとともに米の需給均衡を図ることを基本として、各般にわたる施策を講じて強力に推進している。

(2) 米の消費拡大のための施策

ア 中央における需要拡大宣伝事業の実施

中央においては、健康的な食生活を推進するためのごはん食についての正しい知識の普及啓発活動を継続して実施した。

(ア) お米・ごはん食展等の実施

官民一体となった米消費拡大推進の啓発宣伝として、米消費拡大推進連絡協議会（米穀販売業者団体、生産者団体、集荷業者団体、消費者団体、地方公共団体等15団体で構成）主催で「'95お米・ごはん食展『ワンダフルごはんパーク』」（東京ドーム特設会場10月27日～29日）が開催された。

また、同協議会が実施主体となって、テレビ、新聞、交通広告等の各種媒体を総合的に活用した普及宣伝活動（ごはん食推進キャンペーン）を実施した。

(イ) テレビ宣伝

食糧庁と全国米穀協会との共同提供により、料理情報提供番組「レシピの玉手箱」（15分番組）を7年4月から8年3月まで毎週土曜日に放映した。

(ウ) その他

全国米穀協会等に委託して、次の事業を実施した。

- a 医師・栄養士等専門家の協力を得たお米・健康サミット等シンポジウムの開催等による普及啓発活動
- b 婦人団体、農山漁家生活改善グループ、食生活改善推進組織によるごはん食の啓発活動
- c 啓発、宣伝事業用の各種資材の作成、提供
- d 学校給食調理指導者の講習及び視聴覚教材の作成
- e 小・中学生（小学生は5・6年生を対象とする）、高校生及び料理学校生徒等を対象としたヤング・ライスクッキング・コンテストの開催等

イ 地域米消費拡大対策の実施

都道府県、市町村段階の地域に密着した多角的な米消費拡大運動を引き続き実施するとともに、生産者団体等が主体的に実施する消費拡大への取組みと連携した各種事業（お米ギャラリーの開設・運営、地域特産米料理等の普及、稲作体験活動等）を実施した。

8 学校給食

(1) 学校給食実施状況

学校給食は、学校給食法等の三つの法律により、小学校、中学校、夜間定時制高校及び特殊教育諸学校を対象に実施されており、パン又は米飯、ミルク及びおかずを供する「完全給食」と、完全給食以外の給食でミルク及びおかず等を供する「補食給食」と、ミルクのみを供する「ミルク給食」の三つの型がある。

7年5月現在における学校給食の実施状況は表2のとおりである。

表2 学校給食実施状況

区 分	学 校 数		児 童 ・ 生 徒 数	
	校	%	専任	%
完全給食	32,450	(86.3)	11,282	(86.0)
補食給食	524	(1.4)	71	(0.5)
ミルク給食	2,249	(6.0)	871	(6.6)
計	35,223	(93.7)	12,224	(93.1)
未実施	2,392	(6.3)	893	(6.9)
総 計	37,615	(100.0)	13,117	(100.0)

(2) 米飯学校給食実施状況

学校給食において米飯給食の定着を図っていくことは、単に当面の米の消費拡大に資するのみでなく、長期的にみて児童・生徒の食習慣が将来の我が国の食生活に大きな影響を及ぼすこととなるので、米を中心とした日本型食生活の定着に寄与するものと考えている。

このような考え方に立って、米飯学校給食については、51年度から政府助成を行うこと等により、週3回程度の実施を目標として計画的に推進している。

7年度の学校給食用米穀（政府米）の値引率については、食料政策上の必要性、米飯給食の普及状況、財政負担等を総合的に勘案し、前年度と同様の率を維持することとし、

新規実施校	60%
週3.0回以上実施計画校	50%
その他の学校	45%

とした。

その他、米飯学校給食の推進のための施策として、52年度より学校給食米飯導入促進事業を実施し、学校給食用パン製造業者等が学校給食用の委託炊飯設備を設置する場合に、その設備費を一部補助することや、元年から生産者団体等が一定のルートで自主流通米等を学校給食用に供給する場合には、政府助成（政府米値引相当額の85%）を行い、また4年度からは、地域

の実情に応じた米飯給食の推進を図ることとして米飯学校給食推進特別対策事業を実施している。

この結果、7年5月現在では、

- ① 米飯学校給食実施校は、完全給食実施校の98.9%（51年5月36%）
- ② 対象児童・生徒数は、99.3%（51年5月30%）
- ③ 週平均実施回数 2.6回（51年5月0.6回）
- ④ 米穀の使用実績は約10万4千t（51年5月1万t）
- ⑤ 週3回以上実施している学校は、71.5%（51年5月7.0%）

となり、着実に普及している。

第3節 麦類の需給及び価格の安定を図るための措置

1 麦類の需給

(1) 麦類需給計画

7年度の食糧用麦類の需給計画は、次のような考え方で策定した。

ア 買入量

(ア) 国内産小麦の買入量は、最近の作付面積及び単収の向上等を考慮して72万5千tと見込み、大・はだか麦についても小麦と同様な考え方により大麦8万1千t、はだか麦1万8千t、計9万9千tと見込んだ。

(イ) 外国産小麦の買入量は、総需要量のうち、内麦の供給で不足する分について行うという基本的な考え方のもとに545万1千tを見込んだ。外国産大・はだか麦についても小麦と同様な考え方により18万8千tを見込んだ。

イ 需要量

(ア) 小麦

主食用については、最近における小麦粉の需要動向等を考慮して580万t、しょう油等の固有用途用についても、最近の需要動向等を考慮して17万9千t、合計597万9千tを計上した。

(イ) 大・はだか麦

主食用については、最近の精麦需要の動向等を考慮して20万4千t、麦茶用等の固有用途用についても、最近の需要動向等を考慮して3万3千t、合計23万7千tを計上した。

ウ 期末持越量

国内産麦については、年間均等に売却することを前提に、7年度の買入見込量から当年度の売却見込量を差し引き小麦は32万9千t、大・はだか麦は5万3千tを見込んだ。

外国産麦については、小麦は月平均需要量の2.6か月分に相当する115万5千t、大・はだか麦は6万2千tを見込んだ。

(2) 麦類需給実績

7年度の食糧用麦類の需給実績は、次のとおりとなった。

ア 買入量

(ア) 国内産麦の買入量は、小麦は39万5千t、大・はだか麦は9万6千t(大麦8万4千t、はだか麦1万2千t)となり、当初計画に比べ、小麦は33万t、大・はだか麦は3千tそれぞれ減少となった。

(イ) 外国産麦の買入量は、小麦が447万5千t、大・はだか麦が24万1千tとなり、当初計画に比べ、小麦は97万6千t減少し、大・はだか麦は5万3千t増加した。

イ 需要量

(ア) 小麦

主食用は476万3千t、固有用途用は16万7千tとなり、当初計画に比べ、主食用が103万7千t減少し、合計で493万tとなった。

(イ) 大・はだか麦

主食用は19万5千t、固有用途用(麦茶用等)は8万5千tとなり、当初計画に比べ、主食用は9千t減少し、固有用途用で5万2千t増加し、合計で28万tとなった。

ウ 期末持越量

国内産麦については、小麦は19万7千t、大・はだか麦は5万6千tとなり、当初計画に比べ、小麦は13万2千t、大・はだか麦は3千tの増加となった。

外国産麦については、小麦は98万5千t、大・はだか麦5万5千tと当初計画に比べ、小麦は17万t、大麦は7千tの減少となった。

2 7年産麦の集荷

(1) 政府買入れのための諸措置

ア 7年産麦の政府買入れについては、6月8日に買入条件を設定した。

イ 7年産麦の政府買入価格は、次のとおり決定され、6月8日、農林水産省告示第760号をもって告示された。

小麦	(銘柄Ⅱ・1等正味60kgにつき)	9,110円
大麦	(銘柄Ⅱ・1等正味50kgにつき)	6,540円
はだか麦	(銘柄Ⅱ・1等正味60kgにつき)	9,421円

ウ 7年産麦の政府買入数量は次のとおりである。

	7年産	6年産	前年比
小麦	394,748	505,733	78.1
大麦	84,021	47,950	175.2
はだか麦	12,030	9,993	120.3
合計	490,799	563,676	87.0

3 麦管理改善対策

(1) 7年産麦についての実施状況

ア 小麦

(ア) 7年産小麦の流通契約の基準となる数量(契約基準数量63万9千t)及び流通契約諸条件については、6年7月29日に開催された事前協議会(生産者団体及び実需者代表等で構成)において合意決定された。

この契約基準数量に基づき、生産者と実需者との間で製粉用59万7千t、固有用途用(しょうゆ等)4万2千t、計63万9千tの流通契約(当初契約)が締結された。(表3)

(イ) 7年産の政府買入数量は、39万5千tと契約基準数量を大幅に下回るものとなった。

このため、収穫時における流通契約については、生産者と実需者の話し合いにより原則として当初契約を一律に圧縮する形で全量が契約締結された。

イ 大・はだか麦

(ア) 7年産大・はだか麦の契約基準数量(8万7千t)及び流通契約諸条件については、6年7月29日に開催された事前協議会において、合意決定された。

この契約基準数量に基づき、生産者と実需者の間で、精麦用7万6千t、麦茶用1万1千t、計8万7千tの当初契約が締結された。(表3)

(イ) 7年産の政府買入数量は、9万6千tと契約基準数量を上回った。これは九州を中心に収穫期の降雨に

表3 小麦及び大・はだか麦の契約締結状況

(単位：玄麦千t)

種 類	7年産	8年産
小麦		
流通契約基準数量	639	636
当初契約数量	639	—
未契約数量	0	—
政府買入数量	395	—
契約麦	395	—
非契約麦	0	—
大・はだか麦		
流通契約基準数量	87.5	89.8
当初契約数量	87.5	—
未契約数量	0	—
政府買入数量	96	—
契約麦	96	—
非契約麦	0	—

よりビール用の品質に達しない二条大麦が政府買入れとなったためである。

収穫時の流通契約については、実需者団体間で調整を行い締結された。

(2) 8年産麦契約締結状況

8年産麦の流通契約の基本条件等については、7年7月25日に開催された事前協議会において、次のとおり合意決定された。

ア 小麦

(ア) 契約基準数量は、63万6,300t(7年産63万9千t)とする。

(イ) 条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等(表4)

(ウ) 生産・流通に関する確認

① 契約基準数量の確保について

生産側にあつては、契約基準数量を確保するため、売渡受託者に対し契約基準数量を配分・通知し、指導の徹底を図るものとする。

② 品質・物流改善に資する対策について

生産側にあつては引き続き品質向上、物流の改善、

生産性の向上に努めるものとする。

③ 生産及び流通の目標について

当面の生産及び流通の目標は853千t(全国)とし、生産側はこの目標に向け引き続き品質の向上・物流の改善・生産性の向上に努めつつ、生産の拡充と供給の安定に努力するものとし、実需側はその間生産の事情に配慮し、これに協力するものとする。

イ 大・はだか麦

(ア) 契約基準数量は8万9,800t(7年産8万7,500t)とする。

(イ) 条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等(表5)

(ウ) 生産・流通に関する確認

① 契約基準数量の確保と生産及び流通の目標数量について

生産側にあつては、契約基準数量を確保するため、売渡受託者に対し契約基準数量を配分・通知し、指導の徹底を図りつつ、麦種別生産対応に向けて努力するものとする。また、実需側は生産の事情に配慮し、協力するものとする。

表4 小麦の条件契約麦の対象と生産者負担金の基準額等

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
1 県間流通麦	県間流通する麦 ただし、超過麦は除く。	1 北海道産146円/60kg (2,433円/t) ※道内流通を含む。 2 都道府県産 消費地までの経費実費相当額の一部を負担することとし、県別負担額等については、別に定めるところによる。	実需者の引取経費の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。
2 好まれない荷姿の麦	内麦引取量の全量についてバラ物の引き取りを希望する実需者に対して、袋物を引き渡した場合の当該袋物の麦	30円/60kg (500円/t)	実需者が袋物を引き取る場合、バラ物に比較して引き取り経費が割増しとなるばかりでなく、解袋作業、空袋の処分等が必要となること等を考慮して、生産者が一定の負担を行うことにより、当該麦の流通円滑化を図る。
3 未集約麦	実需者の引き取り場所となる1倉所当たりの規模が30t未満となっている麦 ただし、県内実需者等で小口引取りが常態化している等のため、特にそのような取扱いを実需者が希望しない場合を除く。	1,600円/t	未集約のものについての掛り増し経費の増嵩分の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。
4 超過麦	都道府県別契約基準数量の102.5%を越える数量の麦	消費地までの経費実費相当額とし、負担額については、別に定めるところによる。ただし、北海道産については、消費地までの経費実費相当額として8,200円/tを負担する。	契約数量を上回る麦の流通円滑化を図る。

(注) 1の県間流通麦の但書き及び4の超過麦の規定については適用しない。

さらに、麦種別生産及び流通に配慮しつつ、当面の生産・流通の目標数量は全国で16万tとし、生産の拡充と供給の安定に努めるものとする。

② 品質・物流改善に資する対策について

生産側にあつては引き続き品質の向上、物流の改善、生産性の向上に努めるものとする。

ウ 契約生産奨励金

7年9月29日に開催された契約生産奨励金基準額決

定委員会において、8年産麦に係る契約生産奨励金の交付要件及び基準額の見直し等が決定された。(表6)

4 売 却

(1) 製粉用玄麦の売却実績

7年度における製粉用玄麦(小麦)の系統別売却実績は、内麦42万5千t(9%)、ソフト系外麦135万8千t(28%)、セミハード系27万6千t(6%)、ハード系外

表5 大・はだか麦の条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
1 遠隔地産麦	北海道産の麦	北海道産 59円/50kg (1,180円/t)	遠隔地産麦については、実需者の引取経費が割高となっている実態にかんがみ、この引取経費の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。
	関東産の麦で域外(九州、四国)の実需者が引き取る麦	関東産 47円/50kg (940円/t)	
	東北・北陸産の麦で域外の実需者が引き取る麦	東北・北陸産 32円/50kg (640円/t)	
2 好まれない荷姿の麦	内麦引取量の全量について	25円/50kg (500円/t)	実需者が袋物を引き取る場合、バラ物に比較して引取経費が割増しとなるばかりでなく、解袋作業、空袋の処分等が必要となること等を考慮して、生産者が一定の負担を行うことにより、当該麦の流通円滑化を図る。
	バラ物の引き取りを希望する実需者に対して、袋物を引き渡した場合の当該袋物の麦	30円/60kg (500円/t)	
3 未集約麦	実需者の引き取り場所となる1倉所当たりの規模が30t未満となっている麦 ただし、県内実需者等で小口引取りが常態化している等のため、特にそのような取扱いを実需者が希望しない場合を除く。	1,600円/t	未集約のものについての掛り増し経費の増嵩分の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。

表6 8年産契約生産奨励金交付要件及び基準額

(1) 品質改善奨励額

品位ランク	小麦 (60kg)	大麦 (50kg)	はだか麦 (60kg)
A	500円	410円	500円
B	350	280	350
C	100	80	100
D	0	0	0

(2) ばら化奨励額

要 件	基 準 額
ばら流通する契約麦	1,800円/t

(3) 集約化奨励額

要 件	基 準 額	交 付 期 間
6年産以降新たに別に定める要件により集約がなされた契約麦	1,600円/t	要件を満たして契約対象となつてから3年間

(4) 生産流通改善奨励額

要 件	基 準 額
売渡受託者によって政府に売り渡された契約麦	300円/t

麦270万4千t(57%)で、対前年36万2千tの減少となった。

また、売却数量のうち外小麦の産地国別の売却割合は、アメリカ産231万8千t(WW77万8千t, SH27万6千t, HP43万9千t, DNS81万4千t, DRM1万1千t)で54%, カナダ産144万t(CW128万1千t, DRM15万9千t)で33%, オーストラリア産58万t(ASW)で13%となっている。

なお、この数量には一般売却によるもののほか、手延そうめん用売却2千tを含んでいる。

(2) 精麦用玄麦の売却実績

精麦用としては、19万5千t(国内産大麦5万4千t, はだか麦1万t, 外国産大麦13万1千t)を売却した。

(3) 固有用途用の売却実績

小麦については、しょうゆ用等として16万7千t(内麦2万6千t, 外麦14万1千t)を売却した。

大・はだか麦については、麦茶・ビール用等として8万5千tを売却した。

第4節 倉庫の概況と保管・運送

1 政府倉庫及び食糧庁指定倉庫の概況

(1) 標準収容力と在庫数量

平成7年4月1日現在の食糧庁指定倉庫の標準収容力(臨時指定倉庫を含む)は、政府倉庫(政府サイロを含む)15万5千t, 農業倉庫(カントリーエレベーターを含む)931万6千t, 集荷商人倉庫53万2千t, 営業倉庫307万4千t, 民間サイロ347万9千t, 合計1,655万4千tとなり、前年同期に比べて17万4千tの増加となっている。

また、経営主体数は政府倉庫10, 農業倉庫2,135, 集荷商人倉庫1,152, 営業倉庫(民間サイロを含む)697, 合計3,994であり、前年同期に比べて183減少している。

カントリーエレベーターの収容力は年々増加してきており、7年4月1日現在で5,370サイロピンが指定され、その収容力は151万8千t(もみ)に達している。

一方、政府所有食糧等の在庫数量は7年11月末現在で462万3千t(うち、国内米211万2千t)であり、前年同期に比べ373万t減少(うち、国内米57万4千tの増加)となっている。

最近3か年の食糧庁指定倉庫の標準収容力及び在庫数量の推移は表7のとおりである。

(注) ラウンドの関係上、合計が一致しない場合がある。

表7 食糧庁指定倉庫の収容力及び在庫数量 (単位:千t)

年度	標準収容力	在庫数量
5	15,998	2,556
6	16,380	4,996
7	16,554	4,623

(注) 標準収容力は各年度4月1日現在, 在庫数量は各年度11月末現在である。

(2) 低温・準低温倉庫の概況

7年4月1日現在における食糧庁指定倉庫のうち、低温・準低温倉庫の標準収容力は461万8千tであり、27万5千t増加している。

最近3か年の低温・準低温倉庫の収容力及び低温保管数量の推移は表8のとおりである。

表8 低温・準低温倉庫の収容力及び低温保管数量 (単位:千t)

年度	区分	標準収容力	低温保管数量
5	低温	3,314	534
	準低温	905	72
	計	4,219	606
6	低温	3,444	45
	準低温	899	2
	計	4,343	47
7	低温	3,720	1,883
	準低温	898	248
	計	4,618	2,131

(注) 標準収容力は各年度4月1日現在である。

2 保管料支払実績

7年度政府所有食糧等の保管料支払額は406億円であり、前年度に比べ69億円の増となっている。

表9 7会計年度保管料支払額

		(単位:百万円)			
種 類	営業倉庫	農業倉庫	計	対前年増減(Δ)	
国内米	7,974	10,163	18,137	11,801	
国内麦	514	1,461	1,975	△161	
外米	5,069	388	5,457	△4,856	
外麦	7,695	—	7,695	137	
輸入飼料	7,342	—	7,342	37	
計	28,594	12,012	40,606	6,958	
対前年増減(Δ)	3,195	3,763	6,958		

3 運 送

運 送 概 況

ア 運送数量

平成7年度における政府米の運送数量については、新食糧法の施行により政府米の役割が備蓄を通じて需

給と価格の安定を確保することとなったため、低温倉庫での備蓄のための運送を行ったことにより、国内産米の運送数量が大幅に増加したものの、外国産米の運送数量が大幅に減少したためほぼ前年度並みの200万t(前年度192万t)となっている。

表10 7会計年度政府米運送実績

年 産	県間運送	県内運送	(単位：千t)
			計
5年以前産	0	1	1
6年産	498	522	1,020
7年産	126	234	360
国内産計	624	757	1,381
外国産	219	396	615
合計	843	1,153	1,996
	(1,240)	(681)	(1,921)

イ 運送対策

運送環境の厳しい状況下における米穀の安定運送に向けて、平成7年度は次の運送対策を実施した。

(ア) 運送数量の事前通知及び運送指令の早期発出により、指令月初めからの運送体制の確保。

(イ) 比較的運送余力のある時期における前倒し運送の実施。

また、通常の運送に加え、緊急輸入米の飼料用売却、北朝鮮向け支援米の港頭集約などの運送を迅速かつ的確に実施した。

第5節 食糧の輸入及び国際関係

1 概 況

(1) 米 穀

平成7年度からWTO協定に基づくミニマム・アクセス輸入が行われたが、7年度における食糧管理特別会計による外国産米穀の輸入量は、うるち米399千t(決算ベース、以下同じ)、もち米10千tであった。

(2) 麦 類

7会計年度における食糧管理特別会計による小麦の輸入量は548万6千tで、うち食糧用447万5千t、飼料用101万1千tである。大麦の輸入量は173万3千tで、うち食糧用24万1千t、飼料用149万2千tであった。

2 米穀の輸入状況と海外の動向

(1) 輸 入 状 況

7年度における輸入の国別内訳は、タイうるち米85千t、中国うるち米32千t、タイもち米10千t、アメリカ

うるち米194千t、オーストラリアうるち米87千t、その他1千tとなっている。

(2) 米穀の国際需給と価格の動向

ア 国際関係

(ア) 1995年の世界の米の生産量(粳ベース)は、前年を上回る5億5,250万tとなった(FAO資料による。以下同じ)。

これは、主としてアジア地域の主要生産国(中国、インドネシア等)の生産量が増加したことによる。

(イ) 95年の世界の米の貿易量(精米ベース)は、インドネシア、中国等の輸入の増加等により、前年を上回る2,070万tとなった。

(ウ) 95年の世界の米の期末在庫量(精米ベース)は前年を下回る5,460万tとなった。

イ 国際価格

米の国際価格の動向をBOT(タイ国貿易取引委員会)公表の価格(うるち精米100%B)でみると、95年5月以降在庫水準の低下、中国の洪水、インドネシア等の不作等から上昇基調に推移し、95年3月に315ドル/tであったのが、96年7月には400ドル/tとなった。

3 麦類の輸入状況と海外の動向

(1) 輸 入 状 況

ア 小麦

7年度における小麦の輸入量は、前年度を33万5千t下回る548万6千t(前年度は582万1千t)となった。このうち、食糧用の輸入量は前年度を41万2千t下回る447万5千t、飼料用は、前年度を7万7千t上回る101万1千tであった。

これを国別に見ると、アメリカが全輸入量の53%にあたる293万2千t、カナダが27%の147万4千t、オーストラリアが20%の108万tとなった。

イ 大麦

7年度における大麦の輸入量は、前年度を1万1千t下回る173万3千t(前年度は174万4千t)となった。このうち、食糧用は24万1千tで精麦用及びビール用の原料として輸入された。一方、飼料用大麦については、そのほとんどを輸入に依存しており、需要量については畜産の動向、他の飼料穀物との価格関係等により変動するが7年度の輸入量は前年を13万4千t下回る149万2千tであった。

これを輸入国別に見ると、アメリカが全輸入総量の38%にあたる65万t、カナダが33%にあたる57万3千t、オーストラリアが29%の51万tとなっている。